

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	林業経営改善計画の変更の認定
②	法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令
③	法令番号	昭54政令第205号
④	根拠条項	第1条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第1条第1項 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「法」という。)第三条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る林業経営改善計画について変更(農林水産大臣の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
⑦	審査基準	・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について(昭和54年8月23日付け54林野企第82号農林水産事務次官依命通知) 第3 林業経営改善計画 3 林業経営改善計画の認定 4 林業経営改善計画の変更及び取消し
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑬	備考	

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について

〔昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官依命通知〕
最終改正 令和 6 年 3 月 29 日付け 5 林政企第 91 号 （抜粋）

第 3 林業経営改善計画

3 林業経営改善計画の認定

林業経営改善計画の認定基準は、法第 3 条第 3 項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては、特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化（1 か月以内）に努めるものとする。

- (1) 林業経営改善計画に記載された 2 の(4)のイの(イ)から(オ)までの目標が、いずれをとっても都道府県の基本構想で定める「林業経営の類型ごとの指標」と同水準以上であることが望ましい。
- (2) 林業経営の改善に関する目標の達成が、林業経営の現状、経営規模、生産方式等の計画に掲げられた各事項間との整合性、林業労働力の調達の実現性等からみて確実であると見込まれること。
- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の地域森林計画に即したものであること。
- (4) 伐採、造林等の林業生産活動及び林道、作業道等の生産基盤の整備が適正かつ合理的に計画されていること。
- (5) 所要資金の額及び調達方法が林業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであること。

4 林業経営改善計画の変更及び取消し

- (1) 3 の認定に係る林業経営改善計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、都道府県知事の認定を受けることとされた。（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和 54 年政令第 205 号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項） 令第 1 条第 1 項の農林水産大臣の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

ア 林業経営の改善に関する目標の変更

イ 第 5 の 1 に規定する林業基盤整備資金（造林）若しくは林業基盤整備資金（林道）、第 6 の 2 の(1)に規定する森林整備活性化資金又は第 7 の 3 に規定する木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業に係る事業費総額の 3 割以上の変更

ウ 第 5 の 1 に規定する林業経営育成資金（森林取得）によって取得する森林の変更（第 5 の 3 に規定する林業経営育成資金（森林取得）の特例を受けようとする場合に限る。）

- (2) 都道府県知事は、林業経営改善計画の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が法第3条第3項各号の要件を満たしているかどうかを審査するほか、3の(1)から(5)までに掲げる事項に留意して、認定するものとする。